



市政記者クラブ加盟社 各位

## 国民健康保険傷病手当金に係る支給額の算定誤りに ついて

国民健康保険傷病手当金に係る支給額の算定に誤りがあることが判明しましたので、その内容についてお知らせいたします。

### 1 概要

国民健康保険における傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払いを受けている被保険者を対象に支給しておりますが、令和4年度の市の定期監査において、支給額の算定の端数処理に誤りがあるとの指摘を受け、判明したものです。

### 2 発生の原因

傷病手当金の額は、盛岡市国民健康保険条例の規定に基づき「1日当たりの傷病手当金を算定するための基礎となる収入金額（A）」と「1日当たりの傷病手当金（B）」をそれぞれ算定します。

（A）の額は「5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げ」して算定します。

（B）の額は（A）の額に3分の2を乗じ「50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げ」して算定すべきところを誤認し「5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げ」して算定していたため、本事案が発生したものです。

### 3 傷病手当金の支給額及び過支給、誤支給の状況

（1）傷病手当金支給額（令和2年度は支給申請がありませんでした。）

令和3年度 計10件 830,910円

令和4年度 計16件 443,710円（令和4年8月31日現在）

（2）うち本来の支給額より多く支給したもの 計12件 249円

令和3年度 計4件 114円（最高額33円、最低額21円）

令和4年度 計8件 135円（最高額21円、最低額15円）

（3）うち本来の支給額より少なく支給したもの 計7件 237円

令和3年度 計3件 171円（最高額75円、最低額33円）

令和4年度 計4件 66円（最高額21円、最低額12円）

### 4 今後の対応

対象となる方へ連絡・経緯説明の上謝罪し、本来の支給額より少なく支給した方には追加支給を行い、多く支給した方には返納手続きをお願いします。

### 5 再発防止策

支給額の算定の際には根拠法令の確認と、算定に誤りがないかのチェック作業を複数名で行うことを徹底し、再発防止に努めてまいります。

【担当】 市民部健康保険課長 熊谷 弘徳 TEL：019-626-7527